

山梨英和短期大学・大学同窓会会則

【第5議案】

※変更箇所は赤字で記入してあります。

第6章 総会及び役員会

- 第14条 本会は毎年1回定期総会を開催し、必要あるときは臨時総会を開催することができる。
役員会は会長が必要に応じて召集する。
- 第15条 議事は、出席者の過半数をもって決定する。
- 第16条 次の事項は、定期総会に提出してその承認を得なければならない。
- (1) 会則変更についての事項
 - (2) 役員を選出、承認についての事項
 - (3) 事業報告及び収支決算についての事項
 - (4) 事業計画及び収支予算についての事項
 - (5) その他役員会が必要と認めた事項
- 第17条 役員会で必要と認めた会議を招集することができる。

第6章 総会及び役員会

- 第14条 本会は毎年1回定期総会を開催し、必要あるときは臨時総会を開催することができる。
役員会は会長が必要に応じて召集する。
- 第15条 議事は、出席者の過半数をもって決定する。
- 第16条 次の事項は、定期総会に提出してその承認を得なければならない。
- (5) 会則変更についての事項
 - (6) 役員を選出、承認についての事項
 - (7) 事業報告及び収支決算についての事項
 - (8) 事業計画及び収支予算についての事項
 - (5) その他役員会が必要と認めた事項
- 第17条 役員会で必要と認めた会議を招集することができる。
- 第18条 感染症、自然災害等で定期総会の実施が困難な場合は歴代会長
学年代表委員・現役員の委任状または議決権行使書の過半数の
承認をもって決定する。